

人付きリース実態把握の概要

1 実態把握の趣旨・目的

港湾雇用安定等計画に基づき、人付きリースの抜本的な解消を目標として、具体的な解決策の検討、実施に資するよう、人付きリースの利用状況及び課題の的確な把握を目的として実施。

2 対象事業主の範囲

小型フォークリフト(最大荷重10トン未満)の人付きリースに関係する次の事業主。

- ① かつては人付きリースを利用していたものの、最近、利用を止めた実績のある港湾運送の業務を行う事業主（7事業主を抽出し依頼）
- ② 平成21年の1年間に小型フォークリフトの人付きリースを利用した実績のある港湾運送の業務を行う事業主（全事業主（19事業主）に依頼）
- ③ ②の事業者に対して平成21年の1年間に小型フォークリフトの人付きリースを行った実績のある事業主（リース業者等）（全事業主（26事業主）に依頼）

3 実施方法

対象事業主に記入票への記入を依頼。提出後、これをもとに公共職業安定所においてヒアリングを実施し、あわせて人付きリースの解消に向けた対応を要請。

4 実施時期

平成22年2月～5月

A. 人付きリースの利用を止めた事業主

<回収状況>

回答依頼数 7社

回収数 7社（回収率100%）

<結果の概要>

1. 利用状況について

人付きリースを利用していたのは、沿岸荷役が4社、港湾倉庫荷役が3社。

2. リース業者について

リース業者数は、延べ10社（実数9社）。

リース業者との関係については、「古くから取引のある会社」が7社と多数であり、取引の期間については、「20年以上」が7社と多数。

契約形態は、「リース契約のみ」が4社、「リース契約と港湾労働者派遣契約以外の労働者派遣契約」が3社、「請負契約」が2社と様々。

3. 利用の背景となる要因について

「一時的な荷役機械の不足に対応するための荷役機械が確保できない」が4社であり、そのうち「最も当てはまる」と答えた事業所が3社、「一時的な労働力の不足に対応するための技能労働者が確保できない」が3社であり、そのうち「最も当てはまる」と答えた事業所が3社。「一時的な労働力の不足に対応するための労働力が量的に確保できない」が3社。

一時的な荷役機械と技能労働者の不足に対応して利用していたものと考えられる。

4. 代替方法の利用の可否について

人付きリース解消のために行った代替方法に関しては、荷役機械については、「荷役機械の購入」が4社、「荷役機械のみのリース」が5社。

労働力については、「常用労働者の雇入れ」が5社、「技能訓練の実施による既存の常用労働者の活用」が5社と多数。「日雇労働者の雇入れ」は2社、「港湾労働者派遣制度の利用」は、0社であった。

B. 過去1年間に人付きリースを利用した実績のある事業所

<回収状況>

回答依頼数 19社

回収数 19社（回収率100%）

<結果の概要>

1. 利用状況について

人付きリースを利用したのは、船内荷役が8社、沿岸荷役が14社、港湾倉庫荷役が4社、その他（港湾運送関連事業など）が3社。

2. リース業者について

リース業者数は、延べ42社（実数23社）。リース業者との関係については、「古くから取引のある会社」が41社と大多数であり、取引の期間については、「20年以上」が23社、「15年以上20年未満」が10社と多数。

契約形態は、「リース契約のみ」が25社、「請負契約」が6社、「その他」が11社と様々。

3. 利用の背景となる要因について

「一時的な荷役機械の不足に対応するための荷役機械が確保できない」が14社であり、そのうち「最も当てはまる」と答えた事業所が9社。

「一時的な労働力の不足に対応するための技能労働者が確保できない」が10社であり、そのうち「最も当てはまる」と答えた事業所が7社。

「一時的な労働力の不足に対応するための労働力が量的に確保できない」も12社あり、そのうち「最も当てはまる」と答えた事業所は1社。

また、「恒常的な労働力の不足に対応するための技能労働者が確保できない」が2社。

多くは、一時的な荷役機械と技能労働者の不足に対応して利用しているものと考えられる。

4. 代替方法の利用の可否について

(1) 人付きリースの解消方法としての検討・実施

荷役機械については、「荷役機械の購入」について検討が18社、実施が18社、「荷役機械のみのリース」について検討が17社、実施が16社。

労働力については、「常用労働者の雇入れ」について検討が18社、実施が18社、「技能訓練の実施による既存の常用労働者の活用」について検討が17社、実施が17社と多数。

「港湾労働者派遣制度の利用」について検討は12社、実施は6社、「日雇労働者の雇入れ」又は「他の港湾運送事業者による下請」について検討はそれぞれ9社、実施が

それぞれ4社であり、人付きリースの解消方法としては、比較的に利用されていないものと考えられる。

(2) それぞれの方法による人付きリースの解消の可能性について

ア 「荷役機械の購入」により解消可能と考えると答えたのが9社、不可能が5社、要検討が5社。

これにより解消できない理由（10社が記載）については、「投資資金がかかる」などの資金面の問題（5社）、「技能保有者が少ない」などの技能労働者確保の問題（3社）、「作業量の上限に合わせて機械を買いそろえることが難しい」などの港湾運送の波動性への対応の問題（4社）などに関する回答があった。

代替方法の改善策については、「技術者の定年退職者の日雇雇用による対応」、「助成金制度の新設」などの回答があった。

イ 「荷役機械のみのリース」により解消可能と考えると答えたのが10社、不可能が6社、要検討が3社。

これにより解消できない理由（5社が記載）については、「技能労働者の確保が困難」などの技能労働者確保の問題（3社）などに関する回答があった。

（改善策については、特記すべきものなし。）

ウ 「港湾労働者派遣制度の利用」により解消可能と考えると答えたのが7社、不可能が2社、要検討が10社。

これにより解消できない理由（9社が記載）については、「熟練技能労働者が不足している」などの技能労働者確保の問題（6社）、「需要が重なる傾向があり安定供給が期待できない」などの港湾運送の波動性への対応の問題（4社）などに関する回答があった。

代替方法の改善策については、「即応性、安定性が量的にも技術的にも十分となれば利用を考える」「リース会社を派遣制度に組み入れる」などの回答があった。

エ 「常用労働者の雇入れ」により解消可能と考えると答えたのが10社、不可能が2社、要検討が7社。

これにより解消できない理由（8社が記載）については、「繁忙期を想定しての雇用は経営上困難」などの港湾運送の波動性への対応の問題（6社）、「当面荷役量低迷の中難しい」など現下の経済情勢の問題（2社）などに関する回答があった。

オ 「日雇労働者の雇入れ」により解消可能と考えると答えたのが9社、不可能が8社、要検討が2社。

これにより解消できない理由（7社が記載）については、「技能的に信頼が持てない」などの労働者の技能の問題（6社）などに関する回答があった。

これに対する改善策については、「量的、技能的に安定供給されるようになれば利用を考える」などの回答があった。

カ 「他の港湾運送事業者による下請」により解消可能と考えると答えたのが5社、不可能が11社、要検討が3社。

これにより解消できない理由（4社が記載）については、「下請制限のためできない」などの下請制限に関する回答（3社）があった。

（改善策については、特筆すべきものなし。）

キ 「技能訓練の実施による既存の常用労働者の活用」により解消可能と考えると答えたのが12社、不可能が5社、要検討が2社。

これにより解消できない理由（4社が記載）については、「相当年数がかかる」「量的に限度がある」などの回答があった。

（改善策については、特筆すべきものなし。）

5. その他

(1) 人付きリース解消に向けて行っている取組

現在実施している取組（14社が記載）については、「常用労働者の募集」などの常用労働者の雇入れ（5社）、「技能訓練の充実による既存の常用労働者の活用」などの技能訓練の実施（8社）、「事業所間での応援体制」などの社内での労働者の融通（4社）、「荷役機械の購入」（2社）などに関する回答があった。

(2) これまでに地区の港運協会による指導、労働組合からの要請 要請があった旨の回答が8社からあった。

C. 過去1年間に人付きリースの貸出実績のある事業所

<回収状況>

回答依頼数 26社

回収数 5社（回収率 19.2%）

※ ヒアリングについては、12社に対して実施。

<結果の概要>

1. 契約形態について

契約形態については、「その他」と回答した事業主が5社であり、契約形態はわからなかった。

2. 解消に向けた指導について

「知っていた」が2社、「知らなかった」が3社であった。

3. 人付きリースを行う背景

(1) 解消されない理由

「制度を知らなかった」旨の回答が2社、「減らしているが雇用の問題がある」が1社、正当性を訴えるものが2社であった。

(2) これまでの地区の港運協会による指導、労働組合からの要請
要請があった旨の回答はなかった。

(3) 他分野への転換、障害

「雇用の問題あり」などの従業員の雇用に関する内容が3社、「新規の分野を開拓するのは資金面や仕事に対するノウハウ等、非常に難しい」などの内容が2社であった。